

第6章 計画の推進体制

1. 計画の周知

この計画を市民にお知らせし、障がい者・児への理解を普及しながら、障がい者・児の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2. 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・福祉・教育・就労等さまざまな関係機関の連携により推進していく必要があります。こうしたことから自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がい者・児のライフステージに応じた支援を行い、障がい者・児が住み慣れた地域で安心して、生きがいをもった生活を送れるよう、計画の推進体制を確立します。

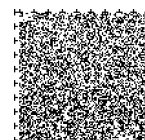
3. 国・県及び近隣市町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進を行います。

また、国や県等の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がい者・児の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町との連携を図ります。

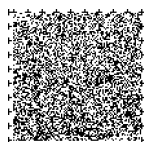
4. 計画の進捗管理と点検について

本計画の進捗状況を把握・管理するために、保健福祉部福祉課内において本計画に掲げる各サービスにおける毎年の実行状況を整理し、小郡市自立支援協議会において1年に2回、計画の進行状況の点検や評価を行い、1年に1回計画の見直しについて検討します。

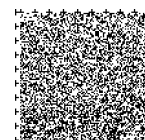


5. 障がい福祉サービスの内容について

	サービス名	内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護等の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合等に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を実施します。



サービス名		内容
居住系サービス	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行うサービスです。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域において自立した日常生活を営む上で相談等の援助が必要な障がい者が対象です。家事等の日常生活上の支援、相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを提供します。
	施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
相談支援	計画相談支援	障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、サービスの利用意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画等を作成します。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
	地域相談支援 (地域定着支援)	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮らしへと移行した障がいのある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。
障がい児支援サービス	児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象となります。日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。
	医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行うものです。
	放課後等デイサービス	幼稚園、大学を除く学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立促進の支援を行います。
	保育所等訪問支援	現在利用中又は利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。



サービス名		内容
障がい児支援サービス	障がい児相談支援	通所サービスを利用する障がい児の障がい児支援利用計画案作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを障がい児相談支援事業者が行います。
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターとして養成された相談支援専門員の市内の相談支援事業所における配置人数。コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を包括的に行い、協議の場に参画し、地域における課題の整理を行いながら医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

